

Title	婚姻の制度的特性或は経済性
Sub Title	
Author	打村, 鉦三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.3 (1934. 3) ,p.381(81)- 406(106)
JaLC DOI	10.14991/001.19340301-0081
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340301-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340301-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 婚姻の制度的特性或は經濟性

打村 鑛 三

人類性關係の原始的狀態が如何であつたか。「昔大古嘗無君。斯民聚生郡處。知母而不知父。無親戚夫妻男女之別。」(呂氏春秋特君賢覽)と云ふ。舊約創生記の語るところによれば、カインはその弟アベルを打殺したる後、神の御前を去つてエデンの東なるノトの地に趨き其處でその妻を知り、彼女孕んで彼の爲に一子を生んだ(第四章一―七節)と云ふが、Bebelは云ふ、併し彼の妻はどこから來たか、實にカインの兩親はこの世の最初の人間ではなかつたかと。(Bebel, Die Frau und Sozialismus. 1909, S. 16.)別に猶太の傳説によれば、カインとアベルは二人の姉妹を有ち、彼等は彼女等達との間に子を儲けたと云ふ。またブラーマは自分の娘サラバスティと結婚した。埃及の神マモンは彼の母の夫であつた。オデインは彼の娘フリッカの夫である。……

神話的太古の事は幽冥の霧の中に存置して、肯へて冒瀆せざるを可とするとしても、略同じ事情を推察すべき人類蒙昧時代の事情についても、學者の觀るところは必しも一でない。その觀察、考致に當つて Darwin の如く専ら生物學的・進化論的方法によるもの、(1) Bachofen の如く主として神話・傳説・古文獻の思辨的解釋に基礎する

婚姻の制度的特性或は經濟性

もの(ce)これに對して Engels 流の唯物的思惟、且つ社會主義的意識に據るもの、而して比較的無色なる Lubbock, McLennan, Morgan, Westernarck の如き、自ら四つ程の方法論的相異に類別せられ得べき諸説が存する。最後のもの、就中 Morgan の如き進化論の影響を認むべきものは、この點に於いては、——結論の相違はあれ—— Darwin の流と謂ふことも得べく、從つてこの限りに於いては Engels 一派も亦、進化論的感化を否むことは出来ない。また Coulanges の如きは、或る意味に於いて Bachofen の色彩を有し、他面最後の一派に屬すと做すべき歟。

(1) Darwin の所説概要に就いては後出。Leouneau はその著しい生物學的方法に於いて明瞭にこの流を酌むものである。(l'Evolution du Mariage de la Famille. 1888.)

(ce) Bachofen はその Das Mutterrecht 一篇に於いて人類最初の性關係狀態としての混媾的狀態(彼はこれを Heterismus と呼ぶ)の存在を肯定し、その必然の結果としての母權社會の存在と、女性支配(Gynakokratie)を主張し、そうした過去を持つ女子が専ら一人の男子に所屬する一夫一婦制への道程は、原始の宗教的戒律の侵害——即ち實際に於いては、同じこの女子に對する他の男子の傳統權利の侵害——を含んであること、そしてこの侵害は、女子が時期を限つて、その身を提供することによつて償はれ、又その默認が購はねばならなかつたからだといふ。即ち彼に據れば混媾から一夫一婦へ、母權から父權への過渡は、就中希臘人に於いては、宗教的觀念の發達の結果として、新しき思想の代表者たる新しき神が、古き思想の代表者たる傳統的な神々の中へ割り込み、斯くて後者が前者によつて漸次壓倒された結果だといふ。即ち彼に従へば男女相互の社會的地位に歴史的變化を及したものは、人間の現實の生活條件ではなくて、同じ人間の頭腦に於ける生活條件の宗教的反映であるのである。Engels 一派が、是れとは全く正反對の立場に在ることは、既に明かであらう。

とまれそれ等の學説が、人類原始社會に於ける所謂 Promiscuity—Promiskuität; Promiscuité の存否を繞つて論争することは、人のよく知るところであるが、Bachofen, McLennan, Morgan 等の是定論に付くは Westernarck,

Grosse 等の否認論に隨ふも、もし科學的正確さを求むる限りに於いては、如れとも充分なる斷案を下し難い。これを肯へてするは、寧ろ科學的危險を冒すものであらう。(1) 但だ、乍然亂婚」といふが如きことが、一つの社會の一般的制度として存したと云ふやうなことは、何時如何なる社會にも曾て決して無かつたと考へて可い。まして況んやこれを以て人類社會に必然な一の文化階段であるとか、この性關係を以て人類に最も natural な性結合態だとも亦、(2)(3) 充分なる科學的方法を以つては、之れを論證されて居ない。今日の一夫一婦的婚姻は——普通考へられるよりも、はるかに遠くその發芽を見て居る(4) と云はなければならぬが、然も——それが今日の如き原則的確立を見るまでには、一の歴史的過程を経來つたものであつて、蒙昧・未開時代の人類の性生活及びこれを反映する性道德は、嚮の機會に屢引證した諸事例に見たるが如く、(5) すなはち尊敬すべき多くの人類學的、土俗學的研究報告等に依つて看るも、今日とは餘程かけはなれたものであつたといふことが出來やう。而してこれに對して、今日の性道德、婚姻觀は、その今日の狀態を、人間の倫理的本能に反影せしめたものである。……兎も角も、斯くの如くして今性結合の態様の上から人類原始の社會をみるとき、それが可なり放縱であつたと考へ得べく、性結合をれ自身ははじめに於て、或は全く自然的・本能的事項に屬せしめられ、或は是れに庶い狀態に在つたであらうが、一度その社會の狀態が極く僅かでも本能的集團の生活から「社會」生活に入るや、この性結合關係には必ず社會制約が加へられ、その社會的(制度的)要素が發生し且つ、生長するのである。

(1) 拙稿「婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素」本誌第二七卷第二一號二〇五頁註(3)參照。

(2) Darwin は類人猿その他の高等動物の狀態から見ると、未開人の實情に照らすも亂婚制と云ふが如き狀態は、終にその婚姻の制度的特性或は經濟性

存在を主張し得べきでない」と云ふ。S. A. S. E. 氏の亜弗利加内地旅行による報告によれば、多數蠻族に亘つて、婦人が部落團體の共有たるが如き種族は一も存しなかつた。多くの學者の示す亂婚事例の如き、遽かに信賴することが出来ぬ。ナンバンヂー其他の有手動物に就いて見るも、一雌的たる多雌的たるとは問はず、假令時間の長短こそあれ、雌雄の結合生活が行はれ、四足類の雄は戀敵と戦ふ爲に武器を有する。嫉妬は動物通有の感情であつて、人間亦之に漏れないと做すのである。斯くて Darwin は人類原始の社會は、多數の小團體が存し、團體内の各個の男子は一妻又は數妻を有して、これを嫉妬深く保有するの狀態であつたに相違ないと云ふのであつて、斯く彼とても事實的に一夫一婦制の初發的、且原則的存在を直接に主張するものではないが、また人類の一夫一婦的傾向を自然的賦性に索むるものと云ふべきであらう。(see Descent of Man)。

(3) 筆者は人類に於ける一夫一婦の原則を、自然的賦性と觀ることなく、これを文化的賦性と觀る。素より人間は、他の動物に超へて優れた選擇力を有する。また倫理的本能とも稱すべきものを有することを知る。かくて筆者も絶對的なる亂婚的傾向を人間性とは考へ兼ねる。然し一夫一婦の原則は、それ自身の自然的發生ではなくて、前記の如き人間の文化能力が實際の必要と結び、その實際を反影したものと考へる。自然は殆んど各動物に一定の性關係を規定して居るのに人間の比類なき變化能力適應能力は、かゝる制限を越へさせる。斯くて人類は、少くとも發展の種々の段階に於いて、殆んど考へ得る全ての婚姻形式に生活が出来ると云ふことが出来やう。(なほ Müller Lyer, Formen der Ehe, München, 1912, III. Kap. 参照)。

(4) 父權的社會に於ける多妻的傾向の裡に在つても、一人の妻のみが適位を占め、他は多く妾婢的地位に居り——縱しその程度までに到らざるも畢竟庶位に居つたことの如き、理論的にも、事實的にも、今日の一夫一婦の原則の發芽的狀態と看すべきである。すなはち、ハビロンの法律は、多妻制を認めつゝも正妻の地位權利を高く持したと云ふが、斯る例は他

の多くの古代民族の裡にも容易に索ることが出来る(中田憲博士「法制史論集」第一卷。一二頁参照)。八上比賣が、その結縁が先きであつたにも拘はらず、大國主命が須世理比賣と婚した後、前約に従つて、またこれと婚して一子を擧げたが、適妻の地位にある須世理比賣を憚かつて、その子を木の股へ繋げて自分は身を退いたといふ神話の如きまた、適妻の地位を物語るものである。尤も、多妻制に於ける、すべての妻の同權の例が全然ないのではないが(Post, Studien zur Entwicklungsgeschichte des Familienrechts 1. S. 71.) 非常に稀であるばかりではなく、この種の例に於いても事實上自然に適妻の地位が生ずる傾向が在る。サボテック人に到つては、富者のみ正妻が許され、他は一夫一婦制の嚴守が求められて居たといふ。(Baneroff, Native Race of the Pacific States of North America, London, 1855, II. p. 71.)

(5) 前掲拙稿參看。

實際に於いて、既に多少とも「社會」生活を營む文化程度に至つた人類は、その社會内に生ずる性結合に一定の規律、一定の制約を附與する。而してこの制約に従ひたる婚姻を正しき婚姻と爲して、爾餘の不義なる關係と嚴重に區別する。吾れ等の學び得る古代希臘・羅馬に於ける婚姻が嚴格なる手續・儀式によつて成立し得た事情については拙稿「婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素」(既出)に於いて觀た。ゲルマン古法に於いても亦同様である。未開人間の、性結合態様、或はその制約が可なり亂雜であるかの如く見える社會にあつても、實はその間に超ゆ可らざる、冒すべからざる規律の存することは幾多の事例の示す處で、古代 Peruvians や、カリフォニーヤの Poms. 二カラグア土人の婚姻が酋長の指名、或は酋長の面前に於ける兩親立會の上の締結を嚴重に規定せられてある例等々の如き(Westmarck, The History of Human Marriage, 3rd. Edt. p. 428. ff.) 寧ろ端的に之を示すものと云はざるを得ず、またマリオ族の間では、婚姻は毎年開催せられる特定の公開席上で成立するのであるが、若しこの機

婚姻の制度的特性或は經濟性

會を逸した女が、次年度の集會を俟たずして結婚を望む場合は、その結婚の前夜、集會を催して、その席上に、自己の結婚を披露しなければならないといふ事例、殊に古代アールヤ人の婚姻は公の市場に於ける購買婚の形式によつたものであると云ふが、その購買婚の場合、婚姻關係がこの市場に行かぬ以前に、事實成立した場合でも、必ず一應はこの市場に趨いて賣買締結の形式を履まなければならなかつたといふが如きに到つては(J. de Morgan, *Mœurs*, p. 422; J. Grimm, *Rechtaltertümer*, Leipzig, 1899. Bd. I. S. 583)、皆洵に既に婚姻が單なる私的事項から社會的事項に移つて居ることを示すものと云はざるを得ない。かの獨逸語の Ehe といふ文字が、語原的に法とか法律關係とかいふ意味を含むものであることの如き、(1) またこの間の消息を能く語るものであらう。(2)

(1) 『Ewa, 若しくは簡單に e と云ふ語は、獨逸古語では gesetz, bund 若しくは band (lex vinculum, testamentum) と云ふ意味であつた matrimonium と云ふ意味ではなかつた。然るにそれが、法規に従つて取り結ばれ、そして一定の法律上の保護を受ける場合には、常にこの語が用ゐられたるところより、遂にその本來の意味を失ひ、形式的な意味から實質的なものに變化し、遂に ehlich と云ふば、最早 legitimus の謂に非ずして、單に matrimonialis の謂に爲り了つたのである』(J. Grimm, a. a. O. S. 578)。

(2) 中川善之助教授もこの事に注意を向け、このことは『よく古代ゲルマン人の社會に於いて、既に婚姻が其最も、若しくは唯一と云つてもよい程の法律關係であつたことを示して居るもの、様に思はれる』と云つて居る『婚姻の儀式』(1) 法學協會雜誌第四卷第一號四三頁)。

かゝる時代に於ける片複式の多婚制の如き、今日の一夫一婦的感情を以てすれば、或は甚だ亂雜かの如く見えても、決してこれを以て所謂亂婚的性關係の類と爲すべからず、必ず一定の規律がその間に嚴存するを知るべく、かのブナルア婚すら一の定婚形式たるべき一方、(1) 文明社會に在りても、蓄妾、賣淫の行はれて居ることは、何人

も之れを否み難いところではないか。更に人のよく云ふ婦貞女淫の俗、(2) や、入寮或は媒會の俗、(3) の如きも、單に性的無秩序、或は弛緩の状態とのみ觀過すべきものでなく、當時の人口状態、社會状態等を想ひ合する時、是れ等は皆、未婚男女の交渉を自由ならしめ、これに依つて確實なる婚姻への機會を與へることに、その要因が在つたと觀るべきものがある。未婚男女に性的交渉の自由を與へる南アメリカ、オセアニア、印度・ドラヴィッド原住民族等に於ける諸制に(Müller-Lyer, a. a. O. III. Kap. 多くのデータあり)に觀るも、皆これ等の期間の中に漸次確實なる關係を生ぜしめてこれを「婚姻」にまで到らしめる、然も一度び婚姻の關係を結びたるもの、性關係には嚴重なる制約を加へ、且つ實際に於いてもその結合が至極確實なものであることを學ぶ。蓋し、斯くの如くこれ等社會に於ける婚姻の確乎たる制度的體裁を見ざるは尤より、その社會の性關係一般それ自身についても、自からなる制約があつて、一見甚だ亂雜に見えても必ずしも徒らに無秩序、無羈絆の状態に在つたのではないといふことが考へられる。(4) すなはち婚姻は、そのはじめから、社會的、且つ制度的制約の下に、これをその本質の裡に含めて、存したのである。

(1) 既掲拙稿。一〇三頁註一參照。

(2) 『俗好淫穢。女尤甚。將嫁之夕。方與淫者彼離。夫氏聞之。以多爲貴。既嫁頗亦防閑。有犯姦者。隨事懲罰』(『北史』卷九六・列傳八四・稽胡之條)。なほ『四裔考』高句麗二、三。挹婁三等。

(3) 我國に於ても明治初年間で廣く各地に散在し、人のよく知るところである「乙女部屋」、「若者宿」の俗と同じく未婚男女の爲に、一種の共同宿泊所を設けて、兩者の自由なる交渉を許す俗は、東西の未開人種間にも亦多くの事例を見るのである。かの「祝祭亂婚」の如き俗も亦同じ意味合のものといふべき歟。なほ三國志卷三十。東夷傳三十。後漢書烏桓鮮卑列傳三十。四裔考四、七、同書所引桂海虞衡志、其他。

(4) 更にまた「貸妻」や「代理生殖」の俗の如きも、考ふれば、その性的無關心、無統制を思ふよりも、寧ろかへつて、婚姻の制度的特性或は經濟性

に於ける制度的目的の強調の方に、推論を歸着せしむべきやに思ふ。

## 二

婚姻に於いて爲さるべき子女の養育は必ず夫婦の永續的共同生活を必要とすべく、これが人類最初の社會組織として原始家族共同態の結成を見たる一要因である。(既出拙稿。一三〇頁以下参照)その始めに於いて氏族態の裡に包在せられたる家族態が、氏族態そのものゝ内部的崩壊を通じて父權的大家族態の成立にまで立ち到り、更にこれが今日の如き小家族態にまで更に分解したる経過については茲に一々論述することを爲さないが、(2)この間終始「家」の基本を爲したものは、この婚姻的共同生活である。殊に人類の生活技術の組織が分立的所有制度を基本として營まるゝに於いては、この場合「家」は—現在の、且つ累世的に、私有財産制度、婚姻制度(この場合この言葉は、やゝ狹義に解せらるべし)、相續制度の三位一體の鼎足の上に營まるゝことによつて、その永世的存續は續けられるのである。斯くて婚姻は最早單なる私的自然的事項の分野に止るに非ずして、一の制度的意味が、本質的に加重せられる。單なる性關係と婚姻とは嚴重に區別せられなければならない。

(1) 家族態の發生が先きであるか、氏族態の發生が先きであるかに就いては、學者の間に争の在るところであるが、筆者は今、家族態先在の説を採る。家族は發生的には氏族に先行し、そのはじめに於いて氏族に含在したものと考へる。

(2) Grosse, Die Formen der Familie und die Formen der Wirtschaft; Elwood, Sociology and Modern Social Problems. 河田博士「家族制度研究」、同「家族制度と婦人問題」。拙著「中世教會法的徵利論考」七頁、一一頁。等参照。

斯くの如くして、所謂「二人格者間の靈及肉の結合」と云ふが如き婚姻に於ける自然的・人性的屬性が、常に之れに基本的に存在することは決して肯むべからざるものであつても、これと同時にその制度的屬性も亦之れが本質的なる屬性の一を爲すものである。その前者在るが故に婚姻が諸他の社會的・法律的制度と比較して、直接に始原的に、濃厚に、人性的・私的特徴を有するといふ意味で、然もその限りに於いて特に人性的——云ひ得べくんば——制度なりといふことは謂ひ得やう。乍併その本質を前者にのみ限るのは當らない。婚姻に於ける制度的・社會的屬性は、その自然的・私的屬性と同位に在つて婚姻の概念を規定する。縦し前者はどこまでもその根本要素を爲すものであつても、後者の附加を見ない限り、婚姻なる觀念は成立しない。アイスクリームの主成分が、科學的に云つて粗脂であると云つても、—この限りに於いて、粗脂はアイスクリームの本質的要素なりとは云へるが然もこれに蛋白質、糖分等を混和したゞけの状態では、何人もまだアイスクリームとは呼ばないであらう。これが凍結の状態に置かるゝに於いてのみ、人ははじめてこれをアイスクリームと呼ぶであらう。サイダーの成分は重炭酸曹達と酒石酸であるが、この二者を混和結合せしめたゞけでは、未だ足らぬ。これを水に投じて沸騰水を生ぜしめた時に於て、はじめてサイダーと呼ぶ。時にその以前の混和物を固形サイダーと呼ぶことがあつても、それは類似を以てする便宜の呼稱に過ぎず、何人も、これを直ちにサイダーと同一には考へないであらう。少くとも、婚姻に於ける二つの要素は前者、後者、兩者相俟つてはじめて婚姻を婚姻たらしめる、否その畫龍點青の意味より云へば、寧ろ後者に多くの決定力を認むべきである。

殊に婚姻に於ける直接自然的なる方面、すなはち兩性の性的交渉そのものが、漸次オートノミ的發展を遂げ、婚姻に於ける直接 *sexual* な要求が昇華或は後退して了つた後にも、或は後には、その共同生活面を持つ制度的特性が強き生命を持つのである。否、この特性も亦それ自身の發展を遂ぐるに従つて、婚姻内の人々を、逆に制度にまで服せしめんとする傾向にさえ在るのである。

斯くて最早や婚姻は決して私的なるものではない。従つて早くから婚姻外の性結合、すなはち社會が婚姻と認むる以外の性結合と、婚姻的性結合との社會的區別は、甚だ重大なる各種の結果を伴つて嚴重に存したのである。而してこの場合この二つの性結合の實際上の區別の準據は、實にそれが一定の制度的關係の中、或は上に在りや否やである。すなはち一個の女性が婚姻することは、その夫に對して妻たることであるのは勿論であるが、同時に夫の家(茲に家とは、現實的家族共同體、及その永世的連續を云ふ)の嫁たる身分に入ると考へられる。

その人性的、或は自主的傾向に於いて、後世に比して寧ろ意外と做すべき程度に近かつた我が上代人の婚姻に於いても、(1)その表れとして、これが締結に際しては常に先づ當事者の私約が必要とされたと共に、儀式の舉行と併せて必ず父兄の承諾を必要とした(2)(3)ことの如き、これよりして我國に於いては、早く父權的社會を有つたことを知り得べきであると共に、(4)また一に婚姻の制度的性質の始元的存在を語るものであらう。

(1) 我が國上代の婚姻思潮は、洵に人性的であり、自主的であつて、これは或る女性を得んとする男性は所謂「妻問ひ」によつて、或は羅會(歌垣)によつて、その同意承諾を求めた——中田博士が我國上代の婚姻は先づ私約によつて成立すると云はれた(次註参照)のものであるが——點にも明である。洵に婚(よばふ)は呼び合ふである。妻問ひの代表的事例として次の一節を古事記から引用する。甚だ好意の持てる情景の髣髴たるを禁じ得ない。

『……此八千矛神。將婚高志國之沼河比賣。幸行之時。到其河沼比賣之家。歌曰。夜知富許能。迦微能美許登波。夜斯麻久爾。都麻麻岐迦泥豆。登富登富斯。故志能久邇邇佐賀志實遠。阿理登岐加志豆。久波志實遠。阿理登岐許志豆。佐用婆比爾。阿理多々斯。用婆比邇。阿理加用婆勢多知賀遠母。伊麻陀登加受豆。游須比母遠。伊麻陀登加泥婆。遠登實能。那須夜伊多斗遠。游曾夫良比。和何多々勢禮婆。比許豆良比。和何多々勢禮婆。阿遠麻邇奴延津那岐。佐怒都登理。岐藝斯波登與牟。爾夜登理迦那夜那久。宇能多入母。那久那留登理加。許能登理母。宇知夜榮許世能。伊斯多布夜。阿麻波勢豆』

加比。許登能。加多理其登母。許遠婆。爾其沼河日實未開戸自内歌曰。夜知富許能。迦微能美許等。怒延久佐能。實邇志阿禮婆。和何許許呂。宇良須能登理叙。伊麻許曾婆。知杼理爾阿良牟遠。伊能知波那志勢多麻比曾。伊斯多布夜。阿麻波世豆迦比。許登能。加多理其登母。許遠婆。阿遠夜麻邇。比賀迦久良婆。奴婆多麻能。用波伊傳那牟。阿佐比能。惠美佐迦延岐豆。多久豆怒能。斯路岐多陀牟岐。阿和由岐能。和加夜流牟泥遠。曾陀多岐。多多岐麻那賀理。麻多麻傳。多麻傳佐斯麻岐。毛毛那賀爾。伊波那佐牟遠。阿夜爾。那古斐岐許志。夜知富許能。迦微能美許登。許登能。迦多理其登母。許遠婆。故其夜不合而。明日夜爲合也。』

歌垣は一種の競合的求婚である。これを共同婚の遺風なりと做すの説には遠に賛成し難い。彼れ歌ひ此れ答へて胸中を相互に述べ盡して、意の投合を俟つてはじめて婚する。前例妻問ひ、或は婚ひと同じ。その代表的なる記事は日本書記卷十六武烈紀。白泊瀬太子と平群眞鳥の子鮎とが野媛を相争つた條下。又應神天皇と矢河枝媛とのその如きがある。

(2) 中田博士、既出『法制史論集』一頁。羅馬法に於いても、ゲルマン古法に於いても、共に家長の同意權を規定した。(粟生。夫武博士『婚姻法の近代化』)。

(3) 須佐男命が櫛名田比賣と、瓊々杵命が吾田鹿葦津比賣と各々結婚した時、それ〴〵皆女の父の許可を得て後にこれを爲した。火照命と海神の媛とが婚した時にも、亦、父神の許可を要したことが明に窺はれるし、大國主神が須世理媛を得た時にも、既に他の機會に述べた如く、畢竟父神の許可を得て、これを遂げた(以上據『古事記』)と看すべきである。この一條を掠奪婚の事例と考る人があるが寧ろ不當である。一方玉依媛の三輪山神話或は弟日子媛神話の示すが如く、我國に於いても亦「父を知らぬ婚姻」の諸例が存するが、かゝる傾向は、夙に早く制約を加へられたやうである。中山太郎氏も『母權が没びて父權が確立するやうになれば(母權存在論については筆者は自から中山氏とは考を異にして居る)男女の結合であつた——たゞそれだけで足りた——婚姻が、母權時代の宅內的私婚から脱して父權時代の社會的公婚へ移るのは當

然の歸趨である。換言すれば男女相悦べば則ち婚すといふ當事者だけの意志を以て結婚することが制限されて来て、父母(實際に於いては父と兄が主であつて、母と姉は従であつた)の承認を経ることが、成立の要件となつて来て、漸く私通と婚姻との區別を認めるやうになつて来たのである』(『日本婚姻史』四二九—四三〇頁)と云つて居られる。

(4) 天照大神が女神であるところから、これがよく我國原始の母權社會存在に引かれることがあるが、筆者の觀るところでは、我國神代、上代に於ける父權社會の存在を窺ふべき證佐とも考へらるべきものは多數に存するが、母權支配の事例と考へべきものは、寧ろ稀れである。天照大神の女神に在すことは寧ろ大陽神話の一例と觀るべきであらう。我國上代の女子がかなり自由に男子と平等な地位に在つたらしいことは相當充分に推知されるにもかゝらず一方それが父權に服して居たことも明であると云つて可い。宇受賣命が猿田比古と婚し、後天孫の命令で媛女君の姓を負ひこの家が母系をたどつて相續されたといふ記事(古事記)の如き、父系を基礎とした社會に母系相續も許されて居たといふ證佐にならないか。殊に混雜狀態の存在を前提としてこれから母權社會の存在を論結する一派に取つては、この記事は有力な反對事例となるであらう。母系相續は必しも混雜狀態の存在のみからして、その存在を論結せしめらるべきものでないことは勿論、母系相續の事實が直ちに母權社會存在の論據にもなり得ない。我國中世の物語に見るやうな、結婚しても妻が夫の家に入らず夫が妻の家に通ふ制度の如きは、母を中心とする親族團體を形くられ得るし、又子に對して母の兄弟が權力を有し得ることにもなり得やう。(穂積重遠博士、『親族法』二八頁參照)。また鎌倉時代に於いて、女子も、御家人と爲り得たしまた地頭にもなり得た。従つて相續の可能も存した。(貞永式目十一、十八、二十一、二十四條、新編追加、三百二十四、三百二十五、等參照)。

我國の事のみならず古代諸民族の婚姻儀式中、甚だ嚴格崇嚴なる形式を以て婦がその父の「家」から、夫の家に移されることを表徴する儀式、或はその父から夫への身分的歸屬關係を象徵する儀式の多數に存したことも、

その嚴格なる家族主義の歴史的意義を併せ考へ可きは尤よりであるが——また、同じことを示唆するものである。(Westermarck, op. cit., p. 420 f.; F. de Coulanges, La cité antique, lib. 1, p. 43. et suiv.)。

なほ茲に特に注意を向けて考へたいのは、婚姻に於ける媒酌人の意義に就いてである。我國には古來專使(とうめつかひ)の俗があり、(1) また媒人と云ひ、仲人と云ひ、(2) 現今に於いても、なほ廣くこの俗が行はれ、當事者間に直接に既に婚姻關係の成立、或は成立の約が結ばれた後にあつて、少くとも儀式的にこれを公のものたらしむるための形式的要件として、わざ／＼所謂媒酌人を立つる例は、人の日常屢これを見るところであらう。媒酌の俗は、畢竟兩者の間に立つて所謂良縁を取り結ぶ仲介を爲すを目的とするものに相違ないが、先づこの場合その良縁の内容は、常に多く制度的考慮が含まるゝの實際と、その然るべき理由を存すると共に、(3) 更に媒酌人はまたその婚姻に對する一種の社會的承認者の地位又は少くともこれに對する證人の意味を含むものたるを知るべきである。洵に戸令集解に「凡女嫁者。亦待祖父父母及諸諸親之命。假令媒人直請女許者先中祖父母父母。」と見え當時(奈良朝)早く媒人あるを正規の婚姻と見、然らざるは、之れを私通と見た。俗間川柳子の曰ふ「なこうどのあとから出来るおもしろさ」が傳ふる壺中の消息は必しも簡單ではないが、然もまたよく媒酌人の社會的意義及びこれよりして婚姻の制度性、社會性を示唆するに足るものがあらう。我國民法が婚姻の届出に成年の證人二人を要求するもの(七五條二項)、羅馬法の *Confarreatio* や *Cognatio* に、各證人の立會を必要とした(Gaius, I, 112; Ulpianus, IX; Gaius I, 113) のと同じ意味合に出づるものであると共に、これは則ち筆者の所謂媒酌人の社會的意義を、法律に表したるものとも觀得べしと考へる。

(1) 『天皇遺專使。以徵髮長媛。秋九月中。髮長媛至日向』(應神紀十三年春三月條)とあり。尙ほ仁德紀四十年春三月條。



武烈紀十一年八月の條下等。

(2) 催馬樂に『…誰れぞこの媒人たて、みもとのかたち消息し、とぶらひ来るや、さきんぢぢや…(海水)とあり。また『日本靈異紀』卷中。諸樂右京殖樹寺縫里一孤嫁の條。同大和十市郡菴知村東方富家の條。『播磨國風土記』賀古郡條等に見ゆ。既に婚姻が所謂宅内の私婚から社會的公婚に到るや自然これに伴つて生ずべき習俗と云ふべきである。

(3) 媒人が仲介に際して考慮する、良縁なるものは、單に恰好の二人格を求め、これが結合を仲介すると云ふに止らぬ。寧ろかゝる意味合からならば、恐らく媒人の俗は生じなかつたらう。實際に於いて媒人の考慮するところは、寧ろある家の女がある家の嫁に恰好でありや否やに關するところが多い。これは、婚姻の人性的要素のみを強調する人々の論理よりすればあり得べからざることでありながら、然も事實に於いて社會的地位、環境の相違せるもの、結合が、動もすれば不幸の結果を招き勝ちなること——このことは本人の理解愛着關係ばかりでは、如何ともなし難き別の原因によることを意味す——に思ひ合すれば、茲に婚姻の制度的性の表れを認むべきと共に、媒人の社會的意義、更に再び逆に婚姻の制度的性を理解するであらう。尙ほ媒人の更に今一つの社會的意義については、本文述ぶる通り。

洵に婚姻に於ける制度的要素は、それ自身本質的に之れに存する屬性であつて、如何とも爲し難きものがある。例へばある一の婚姻に對する價值判斷は、その當事者のみの、且つ當事者限りの價值判斷のみでは、事實に於いて、足れりとしな場合を屢、生ずる。かの Class-Endogamy の必然的存在の如き、亦實に茲に由來する。(1)(2)

(1) 我國に於ける Class-Endogamy の法制は、『凡官戸陵戸家人奴婢與良人爲夫妻。所生男女。不知情者從良。皆離之。其逃亡所生。男女皆從賤』。『凡陵戸官戸家人公私奴婢。皆當色爲婚』。『令集解・戸令』。『凡王娶親王。臣娶五世五者聽。唯五世王。不得親王』。『令集解・繼嗣令』。其他。武家法にあつても『私不可締結婚姻事』(武家法度・秀忠)とあり同様の規定が家光、家綱、降つて家宣によつて定められてある。諸士に於いても略同様の許可主義に依つて居る。現在に於いては、勿論法制的

な定めは無いが、事實に於いて、自然的 Class-Endogamy の支配を脱かれぬことの多いのに注意すべきである。諸民族に於ける事例は Westermarck 既掲書に多く擧つてある。

(2) この點については、戸田貞三教授『家族制度の研究』が有益なる示唆を與へるであらう。

三

既にして、婚姻の制度的性質が、その本質的屬性であるとすれば、是れは必然的に社會に繋がる。然らば社會の側から云へば、これを保護し、制約すべき共同欲望を起すべきは正に當然の理とも謂ふべく、嚮の他の機會にも一度引證したるが如く、獨逸語に於ける婚姻 Ehe. といふ文字の元の意味が、法とか法律關係の意味であつたと云ふことは、最も能くこの間の消息を語るものであらう。

同時に一方、その當事者の側から云へば、自己の關係の新しい成立は、これを社會に向つて公示し、その一般的承認を求めの必要が存すること、これ亦自然の理と謂はねばならぬ。

古來婚姻が、その締結に際して不可欠的に儀式を有つた所以も實に茲に於て分明たるべきである。洵に既に知り得たるが如く、(1) 婚姻儀式の中心的目的は——素より中に個人的動機の併存を防ぐるものではないが——、締結せられたる新關係の公示に在る、洵に原始未開人間に於いて、夙く儀式を伴ふ性結合のみを、その他のものから區別して婚姻と認めたと云ふことの所以も、儀式の他の要因からは、素強附會的思考を行はぬ限り、究め得まい。公示は、これを結果から云へば一般的承認の要求である。儀式の目的が公示にあればこそ、儀式の有無が社會的承認の規準となつたのである。すなはち婚姻は、その締結に際して、殆んど絶對にと云つて可い程、公示の必要を有したのであるが、若し婚姻が本來私的のものならば、かゝる必要は生じなかつたらう。少くも、斯くも初めから、

斯くも強く、社會的承認を必要とするの理由を、發見するに難からう。然るに事實婚姻が公示の必要を有したのは、一に婚姻が本質的に一個の制度であり、かるが故にまた社會に繋るが故に他ならぬ。このことは、婚姻儀式の中に、或は彼の共食、共飲の俗の如き、或は身分的變化を表徴する諸種の禮の如き、(2) 其他その制度的要素を表現し象徴するもの、多く存在したことに依つて、更に一層明に反映されるであらう。殊に婚姻生活の實際が、私有財産制と相結んで營まれる——他の言葉を以てこれを曰へば、婚姻制度私有財産制度、及び相續制度は三位一體である。その一元的顯現が家である。斯くて『家』の中に、否、それ自身その制度の確保と運行を營むことに依つて、營まれることに想到すれば、而もその各個の營みは、他面社會的に全體の運行を營みつゝあるを思へば、この場合に於て人は各、他の婚姻關係と己れの夫れとを明瞭に相互に認め合ふ必要が生ずるであらう事は必然的に明かであらう。社會の側から云つてもまたこの新關係はその成立の報告を俟つて、これを社會的に承認し、且つ進んでそれが社會全體に關聯する點に於いて、これに各種の規律を加ふるの必要を有するであらう。婚姻がまた法的事項に屬する所以である。(3)

(1) 既出拙稿『婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素』

(2) 前掲拙稿。一一一、一一二、一一四、一三二頁等。なほこの種の儀式の意義を最も顯著に示した二、三の例として、

Croatia 地方では、夫たるべき男が、妻たるべき女の兩耳に拳を加へることによつて、正しい婚姻が成立し(V. Sternmark op. cit., p. 421)と云はれ、これと同系の風俗が昔時の露西亞人、波斯人の間にも在つたといふ。古代羅馬法、ゲルマン法に云々 traditio per manum 或は dextrum iunctio も嫁女の身上に行はれる權力の移轉を示す手續である。

(3) 『凡ゆる法律的規範は社會生活上に於ける、一定關係に對する社會的認定の上に立脚する。一人の人が他の人、若しくは何等かの物と或る關係に立つことが社會一般の承認を得ることに依て、之に法律的保護が初めて與へられる。——中略——證據方法の乏しく、且つ不完全だつた往時に於いては、或る關係の存在は、動かすべからざる現實の存在事實を以て主張するの他はなかつた。此の故に古代法は齊しく占有に強い效力を認め、占有なき所有權なるものを否定し、且つ取得時効の期間を著しく短かくした。從てまた、既成の關係が當事者の意思に基いて變更せられた場合、その新關係は事實に依て主張せられるの他はない。斯くて彼等古代人が、更に進んで、斯る重大なる關係の變化を何等かの手段に依て公に社會へ示し、以て事實關係の變更そのものに對する一般的承認を得んと企てたことは極めて當然のことであつた。Hand where Hand であり mit Hand und Mund である。 彼等の重要な法益は、みな斯くして其の享有者を改めた。ローマの mandipatratio, ゲルマンの bevere に関する法制は、此の間の消息を語るに充分である。固より之等所有權上の法益と相對して、若しくは之より更に大にして且つ古き親族法上、殊に婚姻以上の利益が、かゝる原則の例外なることは不可能であつた。從來は他人の娘であつた一人の女性を、自今は己れの妻として貰ひ受けた場合、彼等にとつてそれは富よりも更に貴重なる財産の獲得であつた。物權の移轉よりも、更に大きい強い權利關係の變化であつた。此の異常なる關係變更を、一般權利移轉の場合と同じく、若しくは更に更に切實なる必要上、一般社會に公示した手段が即ち婚姻の儀式である。』(中川教授。既出論文(一)五八―五九頁)

斯くて婚姻締結に對する不可缺なる儀式の存在、及びその公示性は最も力強く婚姻の制度性を證明する。

四

以上述べ來つたところは、婚姻の本質、並にこれよりする制度的特性或は經濟性の重要なる意味に就いて、略之れを明かにするを得たらう歟。然らば、婚姻の本質を、これに於ける自然的・人性的要素にのみ求むることは、謬りと云はねばならぬ。すなはち、その出發點に於いて、後者にのみ注意の力點を置く所謂啓蒙的・個人主義的婚姻説

の如きは、この點に於いて缺陷を有するものと謂はざるを得ない。この種婚姻思想の一、プロテスタント的婚姻觀が夫婦間の愛の結合のみを、他の人類社會より全然隔離して考へ、畢竟自由戀愛に宗教的形式を被らしめたものに外ならぬ(田中耕太郎「現代婚姻思潮に於ける個人主義と團體主義」改造第十五卷第五號二〇頁)のも、寧ろその當然の論理的歸着である。抑も彼等の謂ふ「婚姻」は、實ははじめから他の言葉を以て示さるべきものである、と謂ふべきである。

尤も婚姻に於ける制度性の強調は、時にその制度性のために人格を手段化するの域にまで立ち到る。個人的婚姻說の人性強調主義は、實にその反對思想としての立場に立つものであるが、しかしそれは亦、——殊に前記プロテスタント婚姻觀の程度にまで到つては——所謂弓を「反對の方向に曲げすぎた」と云はざるを得ない。斯くて田中博士の如きは、加特力的婚姻觀を持ち來つて、これが人性主義を保持すると共に、(1)その神法的制約を以てする客觀的規範の樹立によつて、(2)純個人主義の主觀的徹底を矯めようと試みた。(既出論文・一八、二〇、二二—二四、二五、三八—三九頁等)。このことは確かに注意せらるべき一の提案である。乍併、その自然法理によつて、いはゞ形式論理的に制約し得たりと做すべき婚姻も、實際に於いて眞に自然法の支配を受くべきものは、依然としてこれに於ける、自然的要素のみであつて、その制度性に到つては遂にその埒外に逸するものではなからうか。(3)殊に婚姻を以て神の秘蹟 Sacrament に屬すと做す者は、畢竟その本質論に於いて、婚姻の本質は「二人格者間の靈及肉の結合」といふ結論を生ぜしめるのでこの限りに於いては、筆者は遂に博士に與するを得ないのである。

(1) 加特力的婚姻觀の根幹を爲すものは、婚姻を以て神の秘蹟(Sacrament)と做す教條的主張である。その聖典的根據は、要するに「人はその父母を離れて其の妻に好合ひ二人一體となるべし」(創生記二章二四節)「生めよ殖えよ地に滿てよ」(同

九章一節)然ればは「二に非ず一體なり神の合せ給へるもの人これを離すべからず」(馬太傳十九章、四、五節)等であるが、畢竟肉體の合一を中心とする「人性主義」である。

基督教の婚姻觀—舊約・新約を通じての婚姻觀そのものに就いては、別の機會を期するものであつて今之れを深く論ずるの意圖を有しないし、その必要も認めぬ。たゞ加特力教會は、婚姻を神の秘蹟と教へ、人のこの教條に服すべきを命ずるのであるが、その秘蹟論の理論的構成については姑らく問はず、かゝる教條的婚姻觀を以て信者に望んだのは、一にその教會たる立場—宗教的、と同時に他面政治的、即ち俗界に對する教權強制の意圖—から來るものであることを理解して置く必要があると共に、聖書の婚姻觀は舊約に於いて多少、婚姻の制度的要素より發したりと觀るべき章句が在るが、畢竟宗教的教條的なるが故からの「人性主義」であることを知るべきである。イエスは、又その使徒は、宗教的權行者の立場よりしては、その當然の主張として、寧ろ婚姻そのものを否定するの立場に在る。(馬太傳十九章十、十一節、哥林多前書、七章一—二、六、八節等)然も、尙ほこれを許す場合の立場は、常に婚姻の自然的理解以外には、何者も存しない。(創世紀、二章、一八—二四節等)。

(2) 加特力教會の教條的婚姻觀の理論的基礎は「自然法」の法理である。由來神學的法理學の考ふところは、世界は素と神法(Lex divina)に依りて支配せらるゝ單一の神の國(civitas Dei)たるべきであるのだが、人類の墮落によつて人法(Lex humana)が行はれる人間の國(civitas terrena)が出來たのである。故に元來萬有は神意によつて支配せらるべく、この永久的な神意(Lex aeterna, voluntas Dei idem est, quod Lex aeterna)の人類を支配する部分が自然法(Lex naturalis)であるのだから(拙著既出「中世教會法的徵利論考」二二五頁以下、拙稿「基督教理と羅馬法理」上、本誌第十七卷第五號一〇九—一一四頁参照)、婚姻の如き亦、畢竟神意に歸せらるべく、その神法的支配に屬すべきである。斯くてこれはプロテスタント的婚姻觀の契約說的婚姻觀を制約することに一應成立つのである。

婚姻 制度的特性或は經濟性

(3) 筆者は今茲で「自然法理」、殊に自然法を社會制度規範に適用し得るや否やに就いて充分論究するの暇を有しない。たゞ然し結論のみを述ぶるならば、本文述ぶるが如き考に在るものである。

(4) 前註(1)参照。

抑も團體的・目的論的婚姻觀の發生及び存在は、婚姻に制度性の存在あるが故の以外の何者の理由にも因るのではなくて、時にその思想が「行き過ぎ」を生ずるは、その婚姻に於ける重要性或は強力性を示すものに他ならぬ。現に婚姻に於ける制度性が最もその本然を發揮したる——換言すれば婚姻制度が制度としての機能を最も完全に、且つ最も強力に、その制度の目的に向つて發揮したる父權的家族態(1)の社會に於いて、事實的に最も著しく、従つて斯かる社會に在つては、専ら目的論的、没人格的傾向の婚姻觀が一般を支配し、主觀的婚姻觀の如きは、到底その存在の餘地を有しなかつたのである。(2)

(1) 學者の所謂「個人的食物探索の時代」或は「經濟前の時代」と云ふが如き、殆んど本能的な群團の生活を遂つて居た時分の人類の性關係は或は何等の組織をも有つて居なかつたであらう。乍然その生活が「經濟」を持するに到るや、その性關係の方面に於いても、婚姻の組織を有つに到らざるを得なかつた。茲に早く原始家族に於ける婚姻が存在するのであるが、この原始家族(婚姻)は、氏族態に包含せられて、その活動は未だ獨自的なものと云ふを得ない。然るにこの氏族態の自壞作用の裡から、發現し來つたものが、父權的大家族態である。然もこの大家族態も、氏族態から是れへの過程と同じき、唯物辨證法的過程に従つて、現在の如き小家族態へと崩壊を遂げたのであるが、現在の小家族態が、家族制度の機能の上より云へば、前代の大家族態に比して、はるかに劣れるものであることは、今茲に多言を須ひるの要なく、人の知るところであらう。斯くて家族制度の「従つて婚姻制度の」制度として、最も機能的實力を有したのは、父權的大家族態の時代であつたと謂ふのである。

(2) 古代希臘・羅馬の父權的社會に於いては、婚姻は子女を得ることに因つて解消するものとさへ規定されたことがある。かゝる社會に於いて、人、就中女子の地位が恰も「財物」に庶いことは自然の勢であらう。スパルタに於けるリカルガスの法令が婚姻を徹頭徹尾國家的統制の下に置いた(綱の機會に引いたプラトーンの婚姻觀の如き、同一思想の下に屬すのも、亦、同じ情勢を示すものである。尙ほ Latournau, op. cit., chap. 12. 参照。但し羅馬法に關するルトウルノーの研究には服し難いものが相當ある)。プロシア一般法に於いても、婚姻が子を得るための目的的結合たることを明言した。比較的自主的、人格的傾向の強かつたと觀るべき我國上古の事情に在つてもその父權的社會の故から、女子の如き充分その父權的統制に服さなければならなかつたことは、容易に知ることの出来るところである。武家時代に於ける目的主義的婚姻倫理の支配については、寧ろ最も自然の事理に屬すと謂ふべきである。(中田博士、『法制史論集』四六七頁以下。三浦博士、『法制史の研究』二八三頁以下。五一五頁以下。戸田博士、『家族制度の研究』二七頁以下。一一五頁以下。一四〇頁以下等)。

たゞ茲に一つの問題は何人も既に氣付いたであらう如く、婚姻に於ける制度性の必然に於いて、常に婦人がその犠牲者的立場に居ること、換言すれば、婚姻制度内に於いて、婦人が常に男子に比して、劣位にあるの事實である。これは不都合な——少くとも婦人にとつて不都合な——ことであるが、筆者が今茲で直接問題にするのは、その「不都合」の點についてはなく、斯かる事實の、由つて來るところに關してである。

婚姻は一個の *Lebensgemeinschaft* である。 *Gemeinschaft* なるが故に、その支配者が、必然的に要求せられるのであるが、實際に於いてこの支配者の地位には、男子が就き、従つて婦人は、これに對して被支配的地位に就かざるを得なかつた。これが、そも／＼婦人の婚姻内に於ける劣位の所以である。

然らば何故に男子が、婚姻内に於ける支配者的優位に就いたか。これは婚姻的共同生活の實際的基礎——廣くは、

婚姻生活が實際に營まるゝ社會の組織基礎たる、私有財産制度なるものが、その發生の當初に於いて男子の手に、従つて男子中心に成立したからであつて、この制度の内に於いては、婦人はその經濟的實力に於いて男子に隸屬的な地位に就かざるを得なかつた。父權的家族態は既に嚮きにも述べたるが如く、かゝる意味に於ける組織が最も制度的效用と實力を有したるものであつて、従つてその父權的婚姻内に於いては、女子は屢、目的の手段たらざるを得ないことを脱れなかつたのである。斯くの如くして、婚姻の制度的重壓は先づその制度内に於ける劣位者たる婦人の側に加へられたのであつて、今『説文』に依るに、婚は婦の家、姻は婿の家、婦は陰にして、婚禮の儀式は昏、すなはち夕刻に行はるゝが故に婚。また婿の家は女の因るところなるが故に姻と説明せられ、『倭名類聚抄』には婿の父は姻。婦の父は婚。婿の父母と婿の父母とが相談して結縁するが故に婚姻なりと做す記載があるが、(1) 婚姻は男女の自由意志による結合であるといふ意味のことは、何處にも是を見出すことが出来ない。英語の to marry 佛蘭西語の marier, 獨逸語の heiraten またいづれも、本元的には、婚姻とせるといふ意味はあつても婚姻するといふ意味はない。これ等は皆婚姻の制度的本質的重要さを示すものであると共に、更にその重壓を語るものである。所謂『女子のための一夫一婦』(2) その反射的表れである一夫多妻制の如きも、(3) また同じことを示唆する。

(1) かゝる傾向が必然父權的社會に於いて最も多く表はれる事例は、既に本篇の各處に於いても、合點せらるゝところであらう。蓋し婚姻はその制度的職能を父權的家長制家族態に於いて、最も發揮すると共に、之れが制度的時長の強き發現を見るが故である。今その著例として見るべきものに朝鮮の習俗及法制がある。朝鮮に於ては、婚姻當事者の父兄又は伯叔が婚姻當事者に代り、その婚姻の承諾を爲す。これを主婚者と云ひ、主婚者の意思に基いて婚姻が成立するのである。因に『爾雅』大輿地考に「婚嫁には、一依家禮」とあり、朱子禮記家禮部には「必先使媒氏往來通言矣、女氏許之、然後成」

采(納采)。主人見書。夙與奉以告詞堂。乃使子弟爲使者如女氏。女氏主人出見使者。遂奉書以告于詞堂。出以後書授使者。遣禮之使者復命。婿氏主人復以告于詞堂。(納幣)。納幣見書遣使如女氏受書。復禮賓使者復命並同納采儀。(親迎)。前期一日女氏使人張陳其婿之室。婿家設位于室中女家次于外。初昏婿盛服主人告詞堂。遣醴其子而命之迎婿出乘至女家于次女家主人告詞堂。遣醴其女而布之。主人出迎婿入奠應——取其順陰陽往來之儀。程子曰取其不再偶也(家禮註)——女母奉女出。車馬先婦車。至其家、導以入。婿婦交拜就坐飲食畢。婿出後入脫服獨。出主人禮賓(婦見舅姑)。明日夙與于舅姑。舅姑之婦見于諸尊長若字婦則饋。舅姑饗之。(廟見)。三日主人以婦見于詞堂(婿見婦之父母)。明日婿往見婦父母。次見婦黨諸親。家禮婚加常儀とあるが、凡ゆる婚姻に於ける制度的要素と意義とを儀式化したる點看るべきである。

(2) 『かう云ふ進歩が男子の方から行はれ得なかつたことは、事實上の集團婚の愉快を放棄しやうなどは男子一般に決して、また今日まで、考へたことすらなかつたといふことだけで明である。女子によつて對偶婚への過渡がなされた後に於いて、はじめて男子は嚴格なる一夫一婦制に移ることが出来たのである——勿論女子にとつてのみの一夫一婦に——(Engels)。

(3) 古事記「神語」の條下に『夜知富許能。加微能美許登夜。阿賀游久邇奴斯。那古會波。遠爾伊麻世婆。宇知微流。斯麻能佐岐耶岐。加岐微流。伊蘇能佐岐游知受。和加久仕能。都麻母多勢良米。阿波母與。賣爾斯阿禮婆那遠岐豆遠波那志那遠岐豆都麻波那斯……』云々とある。實情看るが如くである。また別に神武天皇が兄宇迦斯を討つた後の祝宴の歌の中に『……古那美賀。那許婆佐婆。多知會婆能微能那那久衰。許紀志斐惠泥宇波那理賀。那許波佐婆。伊知佐加紀微能。意富那久衰。許紀理斐惠泥。疊々志夜。胡志夜……』とあり。純情、卒直の敘情の中によく前者と對照して、考へべきものがある。『宇波那理』は後世後妻の意となつたが茲では勿論、『古那美(適妻)』に對する庶妻である。

五

斯かる情態に對して、劣位者の反抗的主張の起り來るべきは亦た自然の勢と謂はなければならぬが、然も家族制

婚姻の制度的特性或は經濟性

度の固い、且つこれが制度的(經濟的)實力の強いところに於いては、その制度的威力は、これに屬する人的自由を壓する——その一の表れとして、この結婚の支揮者として充分の實力を有すべき父權の下に、家族成員は必然的に從屬するの止むなき事情を醸成する——こと大で、この劣勢反抗は到底、少くも容易には受け容れられることのない必然的狀態に置かれなければならず、また從て當時の婦人思想は洵に服屬的・忍從的であらざるを得なかつた。

(1) 婚家に於ける妻の地位の如き、その制度上の意味合からして、由來決して低いものではなかつたが、(2) 然も尙ほこれが優位者たる男子の利己的理由から、犠牲になり勝ちであつたのであるが、家族制度が、その經濟的分解過程を辿るに従つて婦人の解放思想は漸次有力になつて來る。すなはち、經濟事情の進展は、家族成員の——從て婦人に對しても——個別的な經濟的活動の分野が拓け、獨り家長の經濟的實力のみが強かつた時代のやうに、之れに依頼・服屬するの必要が減じ、逆に家長も屢、家族成員の經濟的活動に頼らなければならぬ場合の少くない昨今に至るや、婚姻内に於ける劣勢反抗、すなはち婦人の自主的主張は漸く強く、且つ實力的になつて來るし、これが社會的に反影して、婚姻思潮上に、制度主義的・團體主義的思想に對して、人性主義的個人主義的思想の擡頭を見るのであつて、この意味に於いては、兩者共に婚姻制度の實際的趨移の、(3) 思想的反影に他ならぬものである。

(1) 古代社會に於ける婦人の地位が、後世に比して寧ろ高かつたといふ説が存するが、必しも無稽な説ではない。この事實は、マヌーの法典に規定せられた妻の身代が甚だ高價——代價的に支拂はる、牛——當時の貴重物産——の頭数の多き——であることや、ヘラクライトスの所謂十二難行や、我國の神話に於ける大國主命の蛇室以下の苦行神話の如く、古代人が妻を得るためには甚だ多くの勞働を嫁の家に支拂はなければならなかつた事などからも窺ふことが出来るのであるが、然もこれ等は唯この社會に於ける女子が、寧ろ男子の戰士的立場に代つて、生産的分野に活動したことが多く、従つてその

勞働の價が高かつたことから、出で來つて居るに過ぎず、畢竟女子は制度的主權者たる男子の意志に依つて、よし豫想的にはなくとも、購買的に婚姻せしめられたのである。さればこそ婚姻に於ける、制度的權能の、完全を見た後世・父權的家族態完成の社會に於いて、かへつて一層没人性的となつたのである。

(2) 多妻制の社會に在つても、尙ほ適妻の地位は一個にして高い——制度的にははじめから一夫一婦の原則の確立は見ねばならぬ——ことに就いては、纏に記した。古代ゲルマン人は、その婚姻儀式のあるものの中で、(Baiar)の翌朝、男は新婦に「朝賜」(Morgensgabe)を贈ると併に、自今適妻たる地位を保つ公示的表徴として、それまでの下げ髪を頭に結び、且つ妻たるの權力の象徴たる鍵を帯に結んだ(J. Grimm, a. a. O. Bd. I. SS. 243. 612)といふ。八、九世紀の獨逸各州立法も、現代の各國法も、明文の上では(善意の第三者保護の爲めに、判例の上では、これと反對のものもあるが)妻—正妻—にのみ家事代理權を與へてゐる。(粟生、既出書、一〇四頁)。

(3) 而てその婚姻制度の實際的趨移なるものは、換言すれば婚姻(方式)の變遷は、經濟事情の變遷に従つて來てゐる。人類はその經濟生活の各段階に従つて、これに照應する婚姻方式を持つたといふことが出来る。

されば、婚姻に於ける優位者の利己、我儘といふが如きものからの劣位者の不利、不都合といふが如きものに對する是正、保護等は、それ自身の範圍に於いて、道理と工夫とを以つて、或は道德的に、或は法律的に、又或は時に宗教的に、比較的多くの困難なしに、救済し得るであらうし、またその限りの可能が訴されるのであつて、動もすれば斯かる危険に曝される機因、即ち婦人の劣位それ自身の根本的原因に到つては、それが婚姻そのもの、裡に、すなはちその制度性に内在するものなるが故に、その「制度」の變遷、更改、或は時にその廢滅等々に到らざる限り、竟極的な解決には、立ち到らぬであらう。

素より概念の内容なるものは、一定不變のものではない。殊に婚姻制度はまた一の歴史的範疇に屬すべきもので

あつて、時に従つて變化し、或はその存在が消滅することさへもが、豫期されないのではない。斯くて或は「婚姻」を以て呼ばれるものが、従來からの内容とは全然異つたものとなることを有り得る。現に財産を有せず、「家」から釋き放されることの比較的遠い無産勞働階級内に成立する「婚姻」の如きは、事實に於いて従來の婚姻概念とは、可なり相違したものと云はねばならぬ。彼等の婚姻こそは、より少く制度的で、より多く人性的である。すなはち彼等こそ婚姻概念の變更に實力を有するものであるが、彼等にして尙ほ、現社會組織の中に在る限り、尙ほ觀念的には全然「家」から解き放たれたものでなく、従つてその婚姻からも、筆者の所謂制度的要素が全然失はれたのではない。然るに思想的にも、實際的にも現經濟組織の機構に依り、全然この組織の中に生活——これを具體的に云へば、私有財産制度の便宜と利益の上に依存するものにして、尙ほその婚姻觀に於いて純個人的思想に徹せんとするものは、實踐的に婚姻より去る以外に、論理的にはその婚姻論は成立し難い。

人はその生活を組織して有つ。これが社會である。斯くて人間は、他の凡ゆる生物とは別にそれ自身の世界を有つに到つたが、一方人間も亦一の被造物なるが故に、他の被造物と同じ生物的(自然的)な制約を脱がれぬ上に、更にいま一つの他の動物に無い社會的制約を受ける。すなはち人は常に二重の負ひめを有つ。婚姻に於いても、婚姻が制度たることから生ずる制約が、婚姻に於ける自然的制約とは別に——他面常にこれと關聯しつつも、それ自體に存する。人が婚姻を觀るとき、この二つのものを併せ觀ることに依つてのみ、その「眞理」は得られるであらう。

附記 本篇は本誌第二十七卷第十一號所載拙稿「婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素」末尾附記に記したる如く、素とされと合せて一段の論述を一應終るものなり。論じて足らざるは他日の機を期す。

メユリイ・アグネス・ハミルトンの

「ジョン・ステュアート・ミル」

高橋 誠 一郎

社會主義の諸先達の生涯と業績とを、こじこまりとした形で示さうとする目的を以つて、昨一千九百二十三年十月から *Makers of the New World Series*. と題する一志六片の傳記叢書が世に現れた。爰に紹介しやうとするハミルトン女史(Mary Agnes Hamilton)の *John Stuart Mill*. も其の中の一冊である。

著者ハミルトン女史は、マンチェスターのオーウェン・カレッジに於ける哲學教授であり、後、アンデュー・イン及びグラスゴオ大學に於ける論理學の教授と爲り、Roger Bacon: the Philosophy of Science in the Middle Ages, 1876. On the Philosophy of Kant, 1879. Fichte, 1881. The Development of Modern Philosophy, 1903. The Development of Greek Philosophy, 1908. Short History of Logic, 1911. 等の諸著によつて知られて居る故ロバート・アダムソン(Robert Adamson)である。アダムソン教授(一千八百五十二年一月十九日生、一千九百〇二年二月五日死)はカウツ(Julius Kautz)の *Theorie und Geschichte der Nationalökonomik*. の第一部 *Die Nationalökonomik als Wissenschaft*, 1858. によつて初めて世に埋れた限界效用學説の創唱者ヘルマン・ハイムリック・カウツ(Hermann

ハムリック・カウツの「ミル」の「ジョン・ステュアート・ミル」